

# 令和 8 年度市民税・県民税の申告について

この申告は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出する基礎となる重要なものですから、申告書を令和 8 年 3 月 16 日（月）（申告期限）までに、必ず提出してください。

市民税・県民税は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに生じた所得を申告し、納税していただくことになっています。

申告をしなければならない人は、令和 8 年 1 月 1 日（賦課期日）に海南市に居住され、次の項目に当てはまる人です。

※なお、所得税の確定申告書を提出した人、または給与所得のみの人で特別徴収（給与から差し引く方法）をする人及び年金所得のみの人で以下の 1～9 に該当しない人は、この申告書を提出する必要はありません。

1. 事業を営んでいた人
2. 不動産などの収入のあった人
3. 利子所得（所得税の源泉徴収の対象とならないもの）のあった人
4. 配当所得のあった人
5. 給与所得者で勤務先から給与支払報告書の提出のない人
6. 令和 7 年中に退職または転職された人
7. 給与所得以外に所得のあった人、または 2 か所以上から給与を受けた人
8. その他、所得のある人で所得税の確定申告をしなくてもよい人
9. 雑損控除・医療費控除などを受けようとする人

※ 申告相談当日に持参いただくもの…

個人番号カード又は通知カード＋本人確認書類（運転免許証など）、売上・売掛金・経費などの明細のわかる帳簿類、源泉徴収票、生命保険料・地震保険料の控除用証明書、国民健康保険税・国民年金の領収書など

申告期間 令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで  
（ただし、土・日曜日・祝祭日は除く）

パソコンやスマートフォンがあればインターネットによる自宅での電子申告も可能です。

個人住民税申告の  
電子化特設ページは  
こちら！



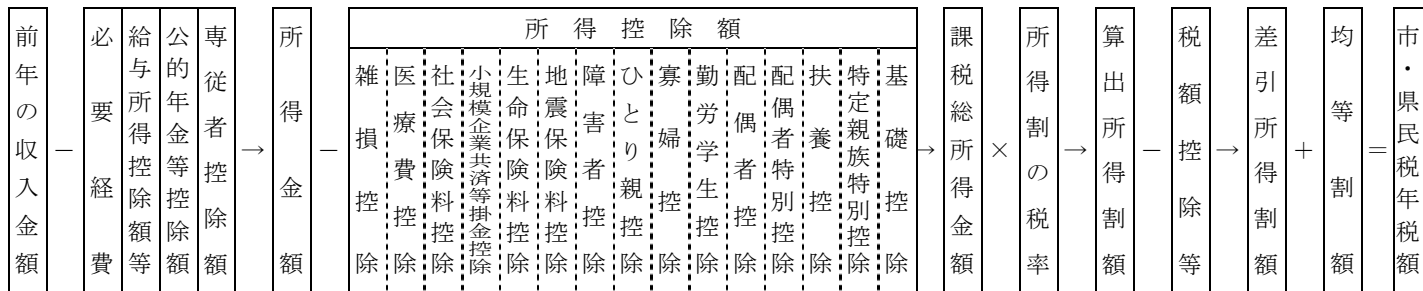
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>

〒642-8501 海南市南赤坂 11 番地

海南市役所 総務部 税務課 住民諸税班

TEL 073-483-8416（直通）

## ● 市・県民税額の計算のあらまし



※上場株式等の配当所得及び特定口座を使用した上場株式等の譲渡所得を申告した場合、源泉徴収された額が所得割額から控除され、不足控除額（所得割額から控除しきれなかった額）が生じた場合、市・県民税年税額に充当、又は還付されます。

### ○ 市民税・県民税均等割および森林環境税

		令和8年度
市民税	均等割	3,000円
県民税		1,500円
国税	森林環境税	1,000円
計		5,500円

※森林環境税とは、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設された国税です。

### ○ 市民税・県民税所得割の税率

	市民税	県民税
税率	6%	4%

### ○ 非課税枠

均等割	合計所得金額 ≤ (本人・同一生計配偶者・扶養者の合計人数) × 28万円 + 10万円 + 16.8万円 本人のみの場合 所得金額 ≤ 38万円
所得割	総所得金額 ≤ (本人・同一生計配偶者・扶養者の合計人数) × 35万円 + 10万円 + 32万円 本人のみの場合 所得金額 ≤ 45万円
障害者・寡婦・ひとり親・未成年者でかつ、所得金額が135万円以下である場合、上記条件にかかわらず非課税	

※市県民税が非課税の場合、森林環境税も課税されません。

## ● 所得金額

所得の種類	説明	必要経費又は必要経費に相当するもの
事業	営業等	収入を上げるために必要な次のような経費 (商品の売上原価、雇入費、事業用に供した土地建物の固定資産税、事業税、荷造運賃費、水道光熱費、旅費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、消耗品費、修理費、地代、家賃、福利厚生費、減価償却費など)
	農業	
不動産	地代、家賃、賃間代、権利金、または船舶、航空機の貸付などから生じる所得	修繕費、固定資産税、火災保険料、管理費、借入金の利子、減価償却費など
利子	所得税の源泉徴収の対象とならないもの	収入金額 = 利子所得の金額
配当	法人から受ける利益配当、剰余金分配などの所得	株式の購入、出資のために借り入れた負債の利子
給与	給料、俸給、賃金、歳費、賞与などによる所得	(ア) 給与所得金額の計算方法を参照 特定支出控除(確定申告が必要)
雑	著述家以外の方の受ける原稿料、印税、金融業以外の方の受ける賃金の利子、個人年金など他の所得に当てはまらない所得や年金、恩給	収入を上げるために必要な経費 公的年金等については(イ)公的年金等所得金額の計算方法を参照
総合譲渡	資金の譲渡などによる所得(土地、建物等を譲渡した場合は分離課税)	取得費、譲渡に要した費用
一時	賞金、懸賞当せん金などの所得	収入を得るために支出した金額

## (ア) 給与所得金額の計算方法

給与等の収入金額の合計額		給与所得金額	
から	まで		
1 円	650,999 円	0 円	
651,000 円	1,899,999 円	給与等の収入金額の合計額から 650,000 円を控除した金額	
1,900,000 円	3,599,999 円	給与等の収入金額の合計額を 4 で割って千円未満の端数を切り捨ててください (算出金額: A)	「 $A \times 2.8 - 80,000$ 円」で求めた金額
3,600,000 円	6,599,999 円		「 $A \times 3.2 - 440,000$ 円」で求めた金額
6,600,000 円	8,499,999 円	「収入金額 $\times 90\% - 1,100,000$ 円」で求めた金額	
8,500,000 円以上		「収入金額 $- 1,950,000$ 円」で求めた金額	

### ※所得金額調整控除

#### (1) 介護・子育ての場合

本年中の給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- ・年齢 23 歳未満 (平成 15 年 1 月 2 日以降生) の扶養親族を有する

控除額 = (給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円)  $\times 10\%$

#### (2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合

本年中の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) 及び公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) の合計から 10 万円を控除した残額が給与所得から控除されます。

控除額 = (給与所得金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円)) - 10 万円

## (イ) 公的年金等所得金額の計算方法

年齢区分	収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超～ 2,000 万円以下	2,000 万円超
昭和 36 年 1 月 2 日 以降生	～ 1,300,000 円	$A - 600,000$ 円	$A - 500,000$ 円	$A - 400,000$ 円
	1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	10,000,001 円 ～	$A - 1,955,000$ 円	$A - 1,855,000$ 円	$A - 1,755,000$ 円
昭和 36 年 1 月 1 日 以前生	～ 3,300,000 円	$A - 1,100,000$ 円	$A - 1,000,000$ 円	$A - 900,000$ 円
	3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	10,000,001 円 ～	$A - 1,955,000$ 円	$A - 1,855,000$ 円	$A - 1,755,000$ 円

## ● 所得控除（所得から差し引かれる金額）

控除の種類		説明	所得控除額
雑損控除		災害、盗難、横領により居住用住宅や家財などに損害を受けたとき	次のいずれか多いほうの金額 1. (損害金額+災害関連支出-保険金などで補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額×10%) 2. 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円
※災害関連支出とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用や豪雪の場合の雪おろし費用など			
医療費控除 (1・2のいずれか1つを選択)	1. 従来の医療費控除	医師などに支払った診察・治療費、治療又は療養に必要な医薬品の購入などに支払った費用など ※所得税と同様に明細書の添付が必要です。	(支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額) - («10万円»と«所得金額の5%»のうち少ないほうの金額)
	2. セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	一定のスイッチOTC医薬品の購入に支払った費用(ただし、健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う者が支払ったものに限る)	«支払った医療費-12,000円»と«88,000円»のうち少ないほうの金額
社会保険料控除		健康保険料、国民健康保険料(税)、雇用保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料、介護保険料、各種共済組合などの掛金、日雇労働者健康保険料など	支払った保険料の合計
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金(iDeCo)、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金	支払った掛金の合計

## ○ 生命保険料控除

控除の種類	区分	保険の種類	所得控除額	
			支払った保険料の金額	控除額
生命保険料控除	平成23年12月31日以前の契約(旧契約)	一般の生命保険料	15,000円以下の場合	支払った保険料の金額
			15,000円を超え40,000円以下の場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 2 + 7,500円
			40,000円を超え70,000円以下の場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 4 + 17,500円
			70,000円を超える場合	35,000円
	平成24年1月1日以降の契約(新契約)	一般の生命保険料	12,000円以下の場合	支払った保険料の金額
			12,000円を超え32,000円以下の場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 2 + 6,000円
		一般の生命保険料	32,000円を超え56,000円以下の場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1 / 4 + 14,000円
			56,000円を超える場合	28,000円
		介護医療保険料	上記に同じ	上記に同じ
		個人年金保険料	上記に同じ	上記に同じ

※旧契約のみの場合：一般の生命保険料+個人年金保険料(最高額7万円)

※新契約のみ又は新旧契約双方：一般の生命保険料+介護医療保険料+個人年金保険料(最高額7万円)

※旧契約で生命保険料の年間1契約の掛金が9,000円以下のものの証明書は不要です。(ただし、個人年金保険契約等については、すべて証明書は必要です。)

## ○ 地震保険料控除

控除の種類	保険の種類	所得控除額		
		区分	支払った保険料の金額 (A)	控除額
地震 保 険 料 控 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の損害保険契約、農業協同組合の建物更生共済契約などに係る地震等損害部分の保険料</li> <li>長期損害保険に係る保険料で以下の要件を満たすもの（従前の長期損害保険料控除）</li> <li>1. 保険期間や共済期間が10年以上の契約で満期返戻金などが支払われるもの</li> <li>2. 平成18年12月31日までに締結した契約で平成19年1月1日以後その損害保険契約などの変更をしていないもの</li> </ul>	地震保険料の場合	50,000円以下の場合	$A \times 1 / 2$
			50,000円を超える場合	25,000円
		長期損害保険料の場合	5,000円以下の場合	Aの金額
			5,000円を超え15,000円以下の場合	$A \times 1 / 2 + 2,500$ 円
			15,000円を超える場合	10,000円
		地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合	地震保険料と長期損害保険料の控除額合計 (最高額25,000円)	

※ 前記諸控除を受けようとする人は、領収書又は証明書を申告書に添付してください。

※ ひとつの契約（証券番号単位）で地震保険料と長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除のみ適用となります。

## ○ 障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除

控除の種類	説明	所得控除額
障害者控除	あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合	260,000円
	あなたや同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である場合	300,000円
	特別障害者に該当する方であなた又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況とする場合	530,000円
ひとり親控除	あなたが事実上婚姻関係に無く、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下の子）がおり、合計所得金額が500万円以下の場合	300,000円
寡婦控除	あなたの合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する場合（ひとり親控除と同時に取れません） 1. 夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族がいる方 2. 夫と死別後婚姻していない方 3. 夫の生死が不明の方	260,000円
勤労学生控除	あなたが次のいずれかに該当し、合計所得金額が85万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合 1. 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、又は児童 2. 国、地方公共団体又は学校法人若しくは準学校法人の設置した各種学校の生徒で、政令で定める課程を履修するもの	260,000円

※ 障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などを持っている方や65歳以上で障害の程度（寝たきりなどによる身体などの状況）が障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けている方など身体や精神に障害のある方です。（なお、認定については高齢介護課（073-483-8766）までお問い合わせください。）

※ 特別障害者とは、身体障害者手帳の1級または2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、療育手帳のA判定の方など、障害者のうち特に重度の障害のある方です。

※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいる場合は対象外です。



○ 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、基礎控除

配偶者控除・配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、その配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。 納税者本人の合計所得金額が900万円超の場合、段階的に減額され、1,000万円をこえると消失します。					
	区分		納税者本人の所得金額			
	配偶者控除	一般	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		老人(※)	330,000円	220,000円	110,000円	
	配偶者特別控除	配偶者の所得金額	58万円超100万円以下	380,000円	260,000円	130,000円
			100万円超105万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
			105万円超110万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
			110万円超115万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
			115万円超120万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
			120万円超125万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
125万円超130万円以下			110,000円	80,000円	40,000円	
130万円超133万円以下			60,000円	40,000円	20,000円	
※ 同一生計配偶者とは、あなたの配偶者であなたと生計を一にする方のうち、合計所得金額が58万円以下の方です。(ただし、青色事業専従者で給与の支払いを受けている方や事業専従者の方は除きます。) ※ 老人控除対象配偶者とは、同一生計配偶者で昭和31年1月1日以前に生まれた方です ※ 配偶者特別控除は夫婦間でお互いに適用することはできません。どちらか一方のみでの適用となります。						
扶養控除	配偶者以外の親族であなたと生計を一にする方で、合計所得金額が58万円以下の方については次の金額を控除できます。(ただし、平成22年1月2日以後に生まれた方や青色事業専従者で給与の支払いを受けている方、事業専従者の方は除きます。)			控除額		
	老人扶養親族(扶養親族のうち昭和31年1月1日以前に生まれた方)			380,000円		
	同居老親等扶養親族(老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常況としている方)			450,000円		
	特定扶養親族(扶養親族のうち平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方)			450,000円		
それ以外の扶養親族			330,000円			
特定親族特別控除	あなたと生計を一にする平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方のうち、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の方(特定親族)は、次の金額を控除できます。					
	特定親族の合計所得金額		特定親族特別控除額			
	58万円超95万円以下		450,000円			
	95万円超100万円以下		410,000円			
	100万円超105万円以下		310,000円			
	105万円超110万円以下		210,000円			
	110万円超115万円以下		110,000円			
	115万円超120万円以下		60,000円			
120万円超123万円以下		30,000円				
基礎控除	合計所得金額			控除額		
	2,400万円以下			430,000円		
	2,400万円超~2,450万円			290,000円		
	2,450万円超~2,500万円			150,000円		
	2,500万円超			0円		

## ● 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。（なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。）

- ・合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合  
 $(\text{人的控除額の差の合計額又は合計課税所得金額のいずれか少ない金額}) \times 5\% (\text{市民税 } 3\%、\text{県民税 } 2\%)$
- ・合計課税所得金額が200万円を超える場合  
 $\{\text{人的控除額の差の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円})\} (5\text{万円未満の場合は} 5\text{万円}) \times 5\% (\text{市民税 } 3\%、\text{県民税 } 2\%)$

## ● 税額控除（配当控除） ※上場株式等に係る課税配当所得の場合

課税総所得金額（他の所得と配当所得の合計）のうち1,000万円以下に当たる部分	市民税 配当所得金額 × 1.6% 県民税 配当所得金額 × 1.2%
課税総所得金額（他の所得と配当所得の合計）のうち1,000万円を超える部分	市民税 配当所得金額 × 0.8% 県民税 配当所得金額 × 0.6%

## ● 税額控除（寄附金控除）

寄附金の支出先	控除率
都道府県、市町村又は特別区に対し寄附金を支出した場合（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められたものを除く。）	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度額まで全額控除 基本控除①と特別控除②の合計額を控除 ①（地方公共団体に対する寄附金－2千円）×10% ②（地方公共団体に対する寄附金－2千円）×（90%－寄附者に適用される所得税の限界税率（0～45.945%）） 特別控除②の額については個人住民税所得割額の2割が上限となります。
納税義務者の賦課期日現在の住所地の社会福祉法第113条第2項に規定する都道府県共同募金又は日本赤十字社に対し寄附金を支出した場合（総務大臣等の承認を受けたものに限る。）	（寄附金－2千円）×10%（市民税6%、県民税4%）
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、海南市に主たる事業所があり海南市条例で包括的に指定されたものに対する寄附金を支出した場合	（寄附金－2千円）×6%（市民税6%、県民税0%）

※控除対象限度額は総所得金額等の30%です。

## 申告書記入時の注意点

### ■専従者控除

事業専従者の氏名、続柄、生年月日、青色専従者給与額又は事業専従者控除額を記入してください。

※事業専従者とは、生計を一にしている15歳以上の親族で、事業、不動産貸付業などに年間6か月を超える期間専従した方です。事業専従者1人について次の金額が収入金額から控除されます。

- （1）所得税の青色申告をしている人の青色専従者給与額は、所得税の申告と同額です。
- （2）青色申告以外の方の事業専従者控除額は次の①②のうちどちらか低いほうの金額です。
  - ①500,000円（配偶者が事業専従者である場合、860,000円）
  - ②（事業所得＋不動産所得など）÷（事業専従者の数＋1）

### ■扶養控除等

- （1）控除対象配偶者・同一生計配偶者がいる場合は所定の欄に氏名、生年月日を記入してください。
- （2）配偶者（特別）控除を受けようとする場合は、配偶者の所得を記入してください。
- （3）扶養親族の氏名、続柄、生年月日を記入してください。（老人扶養親族、特別障害者に該当する方は、同居、別居のどちらかに「✓」を入れてください。）

### ■その他

- （1）あなたが、寡婦、ひとり親、勤労学生の場合は、当てはまる場所に「✓」を入れてください。なお、勤労学生の場合は学校名も記入してください。
- （2）あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち、障害者控除の対象者がいる場合、その方の氏名を記入してください。また、障害の程度欄に級度を明記してください。